

資料 2

別紙

長久手市教育委員会規則第 4 号

長久手市体育施設の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

長久手市体育施設の管理運営に関する規則（昭和 5 4 年長久手町教育委員会規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
別表（第 2 条関係） 【別記1 参照】	別表（第 2 条関係） 【別記1 参照】
第 1 号様式（第 3 条関係） 【別記2 参照】	第 1 号様式（第 3 条関係） 【別記2 参照】
第 2 号様式（第 3 条関係） 【別記3 参照】	第 2 号様式（第 3 条関係） 【別記3 参照】

【別記1】

改正後

区分	使用時間	休日
市民野球場	4 月 1 日から 1 0 月 3 1 日までは、午前 9 時から午後 9 時まで。ただし、夜間照明設備については、午後 6 時から午後 9 時までとする。	毎週月曜日（ただし、この日が国民の祝日に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 7 8 号）に
	1 1 月 1 日から翌年 3 月 3 1 日までは、午前 9 時から午後 6 時まで。	規定する休日（以下「祝日等」という。）に当たるときは、その翌日以後の最初の祝日等でない日）及び 1 2 月 2 8 日から翌年 1 月 4 日

		まで
市民野球場 管理棟	4月1日から翌年3月31日までを使用 期間とし、時間は、午前9時から午後9時 まで。	毎週月曜日（ただし、 この日が祝日等に当た るときは、その翌日以 後の最初の祝日等でない日）及び12月28 日から翌年1月4日まで
市民テニス コート	4月1日から翌年3月31日までを使用 期間とし、時間は、午前9時から午後5時 まで。	12月28日から翌年 1月4日まで
杣ヶ池体育 館	4月1日から翌年3月31日までを使用 期間とし、時間は、午前9時から午後9時 まで。ただし、日曜日及び祝日等は、午前 9時から午後5時まで。	毎週月曜日（ただし、 この日が祝日等に当た るときは、その翌日以 後の最初の祝日等でない日）及び12月28 日から1月4日まで
杣ヶ池テニ スコート	4月1日から10月31日までは、午前9 時から午後8時まで。ただし、夜間照明設 備については、午後6時から午後8時まで （日曜日、月曜日（ただし、この日が祝日 等に当たるときは、その翌日以後の最初の 祝日等でない日）及び祝日等は、午前9時 から午後5時まで。）。	12月28日から翌年 1月4日まで
	11月1日から翌年3月31日までは、午 前9時から午後5時まで。	
菖蒲池テニ	4月1日から翌年3月31日までを使用	

スコート	期間とし、時間は、午前9時から午後5時まで。	
長久手スポーツの杜	4月1日から11月30日までは、午前9時から午後9時まで。ただし、夜間照明設備については、午後6時から午後9時までとする。	毎週月曜日（ただし、この日が <u>祝日等</u> に当たるときは、その翌日以後の最初の <u>祝日等</u> でない日）及び12月28日から翌年1月4日まで
	12月1日から翌年3月31日までは、午前9時から午後6時まで。	

改正前

区分	使用時間	休日
市民野球場	4月1日から10月31日までは、午前9時から午後9時まで。ただし、夜間照明設備については、午後6時から午後9時までとする。	毎週月曜日（ただし、この日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に
	11月1日から翌年3月31日までは、午前9時から午後6時まで。	規定する休日（以下「 <u>祝日</u> 」という。）に当たるときは、その翌日以後の最初の <u>祝日</u> でない日）及び12月28日から翌年1月4日まで
市民テニスコート	4月1日から翌年3月31日までを使用期間とし、時間は、午前9時から午後5時まで。	12月28日から翌年1月4日まで
杵ヶ池体育	4月1日から翌年3月31日までを使用	毎週月曜日（ <u>祝日に重</u>

館	<p>期間とし、時間は、午前9時から午後9時まで。ただし、日曜日及び祝日は、午前9時から午後5時まで。</p>	<p>なった場合は翌日)及び12月28日 日から1月4日まで</p>
<p>杣ヶ池テニスコート</p>	<p>4月1日から10月31日までは、午前9時から午後8時まで。ただし、夜間照明設備については、午後6時から午後8時まで（日曜日、月曜日（ただし、この日が祝日に当たるときは、その翌日以後の最初の祝日でない日）及び祝日は、午前9時から午後5時まで。）。</p> <p>11月1日から翌年3月31日までは、午前9時から午後5時まで。</p>	<p>12月28日から翌年1月4日まで</p>
<p>菖蒲池テニスコート</p>	<p>4月1日から翌年3月31日までを使用期間とし、時間は、午前9時から午後5時まで。</p>	
<p>長久手スポーツの杜</p>	<p>4月1日から11月30日までは、午前9時から午後9時まで。ただし、夜間照明設備については、午後6時から午後9時までとする。</p> <p>12月1日から翌年3月31日までは、午前9時から午後6時まで。</p>	<p>毎週月曜日（ただし、この日が祝日に当たるときは、その翌日以後の最初の祝日でない日）及び12月28日から翌年1月4日まで</p>

【別記2】

改正後

第1号様式(第3条関係)

長久手市体育施設使用許可申請書			
長久手市教育委員会 殿		年 月 日	
住所			
氏名			
チーム名			
TEL() —			
次の体育施設の使用を申請します。			
種目		利用人数	人
使用日	使用時間	施設名	
年 月 日()	午後 時 ~ 午後 時	アリーナ(1. 2)柔剣道場(1. 2)会議室(1. 2)卓球室(1. 2. 3)テニスコート(杵. 菖. 市民・A. B. C. D)市民野球場(野球場. 多目的室)スポーツの杜(1. 2)	
年 月 日()	午後 時 ~ 午後 時	アリーナ(1. 2)柔剣道場(1. 2)会議室(1. 2)卓球室(1. 2. 3)テニスコート(杵. 菖. 市民・A. B. C. D)市民野球場(野球場. 多目的室)スポーツの杜(1. 2)	
年 月 日()	午後 時 ~ 午後 時	アリーナ(1. 2)柔剣道場(1. 2)会議室(1. 2)卓球室(1. 2. 3)テニスコート(杵. 菖. 市民・A. B. C. D)市民野球場(野球場. 多目的室)スポーツの杜(1. 2)	
年 月 日()	午後 時 ~ 午後 時	アリーナ(1. 2)柔剣道場(1. 2)会議室(1. 2)卓球室(1. 2. 3)テニスコート(杵. 菖. 市民・A. B. C. D)市民野球場(野球場. 多目的室)スポーツの杜(1. 2)	
年 月 日()	午後 時 ~ 午後 時	アリーナ(1. 2)柔剣道場(1. 2)会議室(1. 2)卓球室(1. 2. 3)テニスコート(杵. 菖. 市民・A. B. C. D)市民野球場(野球場. 多目的室)スポーツの杜(1. 2)	
受付番号	使用料金	備考	
	円		

※在勤・在学の方は、勤務先等ご記入下さい。

改正前

第1号様式(第3条関係)

長久手市体育施設使用許可申請書			
長久手市教育委員会 殿		年 月 日	
住所 氏名 チーム名 TEL() —			
次の体育施設の使用を申請します。			
種目	利用人数	人	
使用日	使用時間	施設名	
年月日()	午後 時 ~ 午後 時	アリーナ(1. 2)柔剣道場(1. 2)会議室(1. 2)卓球室(1. 2. 3)テニスコート(杵. 菖. 市民・A. B. C. D)市民野球場 _____ スポーツの杜(1. 2)	
年月日()	午後 時 ~ 午後 時	アリーナ(1. 2)柔剣道場(1. 2)会議室(1. 2)卓球室(1. 2. 3)テニスコート(杵. 菖. 市民・A. B. C. D)市民野球場 _____ スポーツの杜(1. 2)	
年月日()	午後 時 ~ 午後 時	アリーナ(1. 2)柔剣道場(1. 2)会議室(1. 2)卓球室(1. 2. 3)テニスコート(杵. 菖. 市民・A. B. C. D)市民野球場 _____ スポーツの杜(1. 2)	
年月日()	午後 時 ~ 午後 時	アリーナ(1. 2)柔剣道場(1. 2)会議室(1. 2)卓球室(1. 2. 3)テニスコート(杵. 菖. 市民・A. B. C. D)市民野球場 _____ スポーツの杜(1. 2)	
年月日()	午後 時 ~ 午後 時	アリーナ(1. 2)柔剣道場(1. 2)会議室(1. 2)卓球室(1. 2. 3)テニスコート(杵. 菖. 市民・A. B. C. D)市民野球場 _____ スポーツの杜(1. 2)	
受付番号	使用料金	備考	
	円		

※在勤・在学の方は、勤務先等ご記入下さい。

【別記3】

改正後

第2号様式(第3条関係)

長久手市体育施設使用許可書			
			年 月 日
住 所			
氏 名			
チーム名		長久手市教育委員会	
T E L()		—	
次の体育施設の使用を許可します。			
種 目			利用人数
使 用 日	使 用 時 間		施 設 名
年 月 日()	午 前 時 ~ 午 前 時	後 時 ~ 後 時	アリーナ(1. 2)柔剣道場(1. 2)会議室(1. 2)卓球室(1. 2. 3)テニスコート(杣. 菖. 市民・A. B. C. D)市民野球場(野球場. 多目的室)スポーツの杜(1. 2)
年 月 日()	午 前 時 ~ 午 前 時	後 時 ~ 後 時	アリーナ(1. 2)柔剣道場(1. 2)会議室(1. 2)卓球室(1. 2. 3)テニスコート(杣. 菖. 市民・A. B. C. D)市民野球場(野球場. 多目的室)スポーツの杜(1. 2)
年 月 日()	午 前 時 ~ 午 前 時	後 時 ~ 後 時	アリーナ(1. 2)柔剣道場(1. 2)会議室(1. 2)卓球室(1. 2. 3)テニスコート(杣. 菖. 市民・A. B. C. D)市民野球場(野球場. 多目的室)スポーツの杜(1. 2)
年 月 日()	午 前 時 ~ 午 前 時	後 時 ~ 後 時	アリーナ(1. 2)柔剣道場(1. 2)会議室(1. 2)卓球室(1. 2. 3)テニスコート(杣. 菖. 市民・A. B. C. D)市民野球場(野球場. 多目的室)スポーツの杜(1. 2)
年 月 日()	午 前 時 ~ 午 前 時	後 時 ~ 後 時	アリーナ(1. 2)柔剣道場(1. 2)会議室(1. 2)卓球室(1. 2. 3)テニスコート(杣. 菖. 市民・A. B. C. D)市民野球場(野球場. 多目的室)スポーツの杜(1. 2)
受 付 番 号	使 用 料 金	備 考	
	円		

改正前

第2号様式(第3条関係)

長久手市体育施設使用許可書		年 月 日	
住 所		長久手市教育委員会	
氏 名			
チーム名			
T E L () —			
次の体育施設の使用を許可します。			
種 目		利用人数	人
使 用 日	使 用 時 間	施 設 名	
年 月 日 ()	午 前 時 ~ 午 前 時 後 後	アリーナ(1. 2)柔剣道場(1. 2)会議室(1. 2)卓球室(1. 2. 3)テニスコート(杣. 菖. 市民・A. B. C. D)市民野球場 _____ スポーツの杜(1. 2)	
年 月 日 ()	午 前 時 ~ 午 前 時 後 後	アリーナ(1. 2)柔剣道場(1. 2)会議室(1. 2)卓球室(1. 2. 3)テニスコート(杣. 菖. 市民・A. B. C. D)市民野球場 _____ スポーツの杜(1. 2)	
年 月 日 ()	午 前 時 ~ 午 前 時 後 後	アリーナ(1. 2)柔剣道場(1. 2)会議室(1. 2)卓球室(1. 2. 3)テニスコート(杣. 菖. 市民・A. B. C. D)市民野球場 _____ スポーツの杜(1. 2)	
年 月 日 ()	午 前 時 ~ 午 前 時 後 後	アリーナ(1. 2)柔剣道場(1. 2)会議室(1. 2)卓球室(1. 2. 3)テニスコート(杣. 菖. 市民・A. B. C. D)市民野球場 _____ スポーツの杜(1. 2)	
年 月 日 ()	午 前 時 ~ 午 前 時 後 後	アリーナ(1. 2)柔剣道場(1. 2)会議室(1. 2)卓球室(1. 2. 3)テニスコート(杣. 菖. 市民・A. B. C. D)市民野球場 _____ スポーツの杜(1. 2)	
受 付 番 号	使 用 料 金	備 考	
	円		

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

長久手市教育委員会規則第 5 号

長久手市立小学校及び中学校の施設の開放に関する規則の一部を改正する規則

長久手市立小学校及び中学校の施設の開放に関する規則（平成 18 年長久手町教育委員会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(対象施設)</p> <p>第 2 条 開放の対象とする学校施設は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(運営委員会)</p> <p>第 6 条 学校施設の開放を適正かつ円滑に行うため、教育委員会に長久手市立学校施設開放運営委員会(以下「運営委員会」という。)を置くことができる。</p> <p>2 運営委員会は、開放学校に係る指定その他の開放を行うために必要な事項について協議し、教育委員会に意見を述べる<u>ことができる。</u></p>	<p>(対象施設)</p> <p>第 2 条 開放の対象とする学校施設は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p><u>(4) プール(中学校を除く。以下同じ。)</u></p> <p>(運営委員会)</p> <p>第 6 条 学校施設の開放を適正かつ円滑に行うため、教育委員会に長久手市立学校施設開放運営委員会(以下「運営委員会」という。)を置く_____。</p> <p>2 運営委員会は、開放学校に係る指定その他の開放を行うために必要な事項について協議し、教育委員会に意見を述べる<u>ものとする。</u></p> <p><u>(管理員)</u></p> <p>第 7 条 <u>開放学校に管理員を置く。</u></p> <p><u>2 管理員は、教育委員会の指示を受け、開放を行う学校施設の管理及び</u></p>

(使用できる者の範囲等)

第7条 (略)

(使用の手続)

第8条 学校施設を使用しようとする者は、使用しようとする日の1週間前までに教育委員会に申請し、許可を受けなければならない。 _____

2 (略)

(使用許可の制限)

第9条 (略)

(使用許可の取消し等)

第10条 (略)

(使用料)

第11条 (略)

(使用料の減免)

第12条 (略)

(学校施設の変更禁止)

第13条 (略)

(原状回復の義務)

第14条 (略)

(損害賠償の義務)

第15条 (略)

(雑則)

当該施設の使用に関し必要な業務を行う。

(使用できる者の範囲等)

第8条 (略)

(使用の手続)

第9条 学校施設を使用しようとする者は、使用しようとする日の1週間前までに教育委員会に申請し、許可を受けなければならない。ただし、プールの使用については、この限りでない。

2 (略)

(使用許可の制限)

第10条 (略)

(使用許可の取消し等)

第11条 (略)

(使用料)

第12条 (略)

(使用料の減免)

第13条 (略)

(学校施設の変更禁止)

第14条 (略)

(原状回復の義務)

第15条 (略)

(損害賠償の義務)

第16条 (略)

(雑則)

第16条 (略)

第17条 (略)

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

長久手市立学校の教育職員に関する
業務量管理・健康確保措置実施計画

令和8年4月

長久手市教育委員会

目 次

1. 計画の趣旨・現状	2
2. 目 標	2
3. 計画の期間	3
4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容	3
5. 関連する取組、今後のフォローアップについて ...	5

1. 計画の趣旨、現状

(1) 計画の趣旨

本市の教育理念である「人間力を育み いつまでも健やかで夢と生きがいを持ち 成長できる人づくり ～自然共生・地域共存・多様性尊重～」の実現には、教員が子どもと向き合う時間を確保する必要がある。そのため、教員が働きやすい職場環境を整備し、教員の負担軽減に向けた取組を進める。

(2) 本市の現状

○ 本市では、平成31年3月に「長久手市教員の働き方改革プラン」（以下「働き方改革プラン」という）を定め、教育職員の在校等時間の管理及びその時間の縮減に取り組んできた。

○ こうした取組の結果、本市における教育職員の時間外在校等時間の状況について、令和6年度は以下のとおりであった。

【令和6年度の時間外在校等時間の状況】

- ・ 小学校：月45時間を上回る割合 19.8%
月80時間を上回る割合 1.7%
- ・ 中学校：月45時間を上回る割合 28.4%
月80時間を上回る割合 5.0%

○ 時間外在校等時間が45時間を超える割合が、小学校では約20%、中学校では約28%と多くなっている。校務分掌や学習指導に関する業務などの負担感が大きくなっており、校務DX化を図ることによって、教育職員の業務に、教育の質の向上のために必要な時間的余裕を創出することが必要である。

○ こうしたことを踏まえ、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第8条に基づき本計画を策定するものである。

2. 目標

◆ 本計画において達成を目指す目標は以下のとおりとする。

(1) 時間外在校等時間に関する目標

- ・ 1か月の時間外在校等時間が45時間以下の割合を100%にする。
- ・ 1年間における1か月時間外在校等時間の平均時間を30時間程度にする。

(2) ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標

- ・ストレスチェックにおける高ストレス者の割合を10%まで減少させる。

【令和6年度数値：49人（11%）】

- ・教育職員が、児童生徒や保護者との信頼関係の構築や専門性の発揮などにより、生き生きと教育活動に取り組み、働きがいを実感できることを目指す。

3. 計画の期間

令和8年度から令和11年度まで

4. 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

- ◆ 本市では、本計画期間中の重点事項として、以下の内容に取り組む。

(1) 「学校と教師の業務の3分類」を踏まえた業務の見直し

ア 学校以外が担うべき業務

○ 登下校時の通学路における日常的な見守り活動等（「3分類」①関係）

- ・児童生徒の安全確保に、保護者・地域住民・事業者の協力を求める。
- ・保護者・地域住民による通学路の見守り活動への協力を呼びかける。
- ・学校運営協議会を設置した学校においては、本協議会で日常的な見守り活動等について協議し、実施する。

○ 放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応（「3分類」②関係）

- ・放課後から夜間における見回りは、原則行わないこととする。
- ・補導された児童生徒の引取りについては、保護者が第一義的な責任を負うことについて認識を共有する。

○ 地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等（「3分類」④関係）

- ・地域コーディネーターが中心となり、学校と地域団体等との連絡調整を行い、教頭に負担が集中しないよう取り組む。

○ 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応（「3分類」⑤関係）

- ・学校がスクールロイヤーを活用できる環境を引き続き整備すること等により、教育委員会等の行政機関の責任において当該苦情等に対応できる体制を構築する。

イ 教師以外が積極的に参画すべき業務

- ICT機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理（「3分類」⑧関係）

- ・ICT機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理については、民間事業者へ委託して行う。

- 部活動（「3分類」⑬関係）

- ・令和6年9月に地域展開した中学校の休日の部活動について、運営を民間事業者へ委託して行う。また、平日の地域展開について、課題などを整理し地域展開の可能性について検証する。

ウ 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

- 授業準備、学習評価や成績処理（「3分類」⑮⑯関係）

- ・学習支援ソフトや自動採点技術等を活用することによって、授業準備、採点作業や成績処理等に係る事務負担を軽減する。

- 支援が必要な児童生徒・家庭への対応（「3分類」⑲関係）

- ・スクールソーシャルワーカーを各中学校区に配置し、生徒指導関係の校内会議へ参加させ、専門的な知見を活用しつつ教職員が連携・協働した支援体制を構築する。

- ・医療的ケア児が在籍する学校に、看護師を配置又は派遣する。

(2) 学校における措置の推進

学校における以下の措置を推進することで、教育職員が担う業務の適正化を図る。

- ・各学校の教育課程における年間総授業時数や週当たり授業時数については、年度当初の計画段階で真に必要な時数となるよう設定する。特に、標準授業時数を大幅に上回って（小4以上は年間で1,086単位時間以上）編成されている場合には、指導体制に見合うものとなるよう見直す。

- ・当初のねらいが形骸化し十分な効果が見込めない活動等の見直し、清掃時間・頻度の見直し、放課後の活動時間の勤務時間内での設定など、日課表の工夫を行う。

- ・勤務時間外の留守番電話機能を全校に設置する。

(3) 教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組

教育職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、以下の内容に取り組む。

- ・1か月の時間外在校等時間が80時間を超えた教育職員に、医師による面接指導を実施する。
- ・ストレスチェックの実施率を100%にし、実施後の集団分析の結果等も活用して職場環境の改善を推進する。
- ・心身の健康問題についての相談窓口を設置する。
- ・年次有給休暇について、まとまった日数連続して取得できるよう、各学校に対して取得を促進する。
- ・学校における定時退校日を月2回以上設定するよう推進し、長期休業等の期間中に7日間の一斉閉校期間の設定を行う。

5. 関連する取組、今後のフォローアップについて

- ・取組の着実な実行を図るため、市内各学校の教育職員の在校等時間の状況を把握し、定例教育委員会において報告するとともに、市ホームページで公表する。
- ・学校での児童生徒等の支援に当たる医療・福祉に関する人材の確保に当たり、関係部局・関係機関とともに取り組む。
- ・時間外在校等時間にかかる目標の達成状況については、本市で導入している出退勤管理システムで把握し、その他の目標については、ストレスチェックの結果から把握する。
- ・教育委員会において各学校の状況を確認し、本計画の内容に照らして課題が見られるときは、当該学校に聞き取り・指導等を実施する。特に、時間外在校等時間が長時間となっている教育職員がいる学校に対しては、当該年度中にも速やかに状況が改善されることを目指し、当該学校に対する個別の支援・指導を実施する。
- ・各学校における働き方改革の取組が進むよう、さまざまな機会を捉え各学校へ本計画の周知を行うとともに、管理職向けにマネジメント等に関する研修を充実させるなど、教育委員会からの支援を強化する。各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会における協議等も踏まえつつ、本計画に基づき、教職員の働き方改革に向けた取組を実施する。
- ・保護者、地域の理解を促進するため、首長部局と連携し、保護者や地域の各自治会等に対して、本市における「学校と教師の業務の3分類」をはじめとする業務量管理・健康確保措置の内容について周知を行うとともに、具体の項目について協力を得られるよう取り組む。

【愛知県長久手市】
端末整備・更新計画

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①児童生徒数	6,471人	6,274人	6,177人	6,049人	5,888人
②予備機を含む 整備上限台数	7,441	0	0	0	0
③整備台数 (予備機除く)	6,471	0	0	0	0
④③のうち 基金事業によるもの	0	0	0	0	0
⑤累積更新率	100%	0	0	0	0
⑥予備機整備台数	902	0	0	0	0
⑦⑥のうち 基金事業によるもの	0	0	0	0	0
⑧予備機整備率	14%	0	0	0	0

※①～⑧は未到来年度にあつては推定値

(端末整備・更新計画の考え方)

- ・令和2年度に整備したタブレット端末について、令和7年11月末で5年のリースが満了したため、令和7年12月より全台数を調達した。
- ・全台数を一度に更新するため、予算の平準化の観点から購入では無くリースにより調達を実施した。

(更新対象端末のリユース、リサイクル、処分について)

○対象台数：6,830台(備品購入+リース契約分)

- ・リース契約分 2,753台 → リース会社へ返却済み
- ・備品購入分 4,077台 → 下記の処分方法により処分済み

○処分方法

- ・公共施設等で再利用予定台数：104台
(市役所の窓口DX、市内施設等で再利用予定)
- ・有償売却：3,973台
ー令和7年度に小型家電リサイクル法に基づく認定事業者へ売却済み

○端末データの消去方法 ※いずれかに○を付ける。

- ・自治体の職員が行う
- 処分事業者へ委託する

○スケジュール(予定)

令和12年11月末 リース満了

令和12年12月以降 満了に基づく端末更新

○その他特記事項

特になし

【愛知県長久手市】
ネットワーク整備計画

1 必要なネットワーク速度が確保出来ている学校数、総学校数に占める割合(%)

長久手市の学校数：小学校 6 校、中学校 3 校

必要なネットワーク速度が確保できている学校数：0 校（0%）

2 必要なネットワーク速度の確保に向けたスケジュール

(1) ネットワークアセスメントによる課題特定のスケジュール

学校のネットワークが遅い・つながりにくいと感じることが、「よくある」と回答した学校は 1 校、「たまにある」と回答した学校は 7 校である。回答の詳細を把握・分析する。

(2) ネットワークアセスメントを踏まえた改善スケジュール

令和 6 年度に校内ネットワークの帯域簡易測定を実施し、測定結果が推奨帯域を満たしていないことがわかった。

令和 8 年度又は令和 9 年度にネットワークアセスメントを実施し、令和 9 年度又は令和 10 年度に推奨帯域を満たすことが出来るよう、校内のネットワーク及び無線アクセスポイントの更新を実施予定。

【愛知県長久手市】 校務DX計画

令和5年3月8日付・文部科学省発出の「GIGAスクール構想の下での校務DXについて」により、令和の日本型学校教育を支える基盤としての校務DXを実現するために必要な今後取り組むべき施策が示されたところである。

本市においても以上のことを踏まえ、校務DXによる学校現場の働き方改革をはじめとした更なる教育の情報化を図る必要がある。

1. 現状について

デジタル庁が公表している2024年2月時点における「市町村ごとの校務DXの取組状況（半分以上がデジタル化）」における本市の結果は以下の通りである。10項目中5項目において、本市のデジタル化が全国平均を上回っている。

項 目		全国	長久手市
教員と保護者間の連絡のデジタル化	欠席・遅刻・早退連絡	58%	100%
	お便りの配信	33%	67%
	調査・アンケートの実施	51%	33%
学校内の連絡のデジタル化	校内での資料共有	67%	100%
	校内での情報共有	72%	89%
	調査・アンケートの実施	58%	67%
教員と児童生徒間の連絡等のデジタル化	各種連絡事項の配信	23%	22%
	調査・アンケートの実施	45%	22%
その他	FAXの原則廃止	4%	0%
	押印・署名の原則廃止	13%	11%

(1) 教員と保護者間の連絡のデジタル化

欠席・遅刻・早退連絡、お便りの配信については、令和4年度より導入した「eメッセージ」により、欠席・遅刻・早退連絡を保護者が直接アプリを利用することで簡単に連絡することができている。また、お便りの配信についても、同システムを利用することにより、保護者のメールに一斉に配信することが可能になっている。しかしながら、調査・アンケートのデジタルでの実施については、作業をするシステムのアカウントの付与が四役及び学年に1つと限られていることもあり、学校間で差が生じている。

(2) 学校内の連絡のデジタル化

学校内での資料・情報共有方法については、校内設置のファイルサーバ、校務支援ツール「C4th」により行われている。現状のツールの利用促進を更に図り、校内研修や

各種会議の場においても、ペーパーレス化を推進する。

(3) 教員との児童生徒間の連絡等のデジタル化

令和3年度から児童生徒へ1人1台端末が導入され、様々な場面での活用が行われている。本市では、校内サーバーや学習支援ツール「ミライシード」を通して、教員と児童生徒間の連絡や資料配付を行っている。また、令和7年度に教員及び児童生徒に対し、Google アカウントを付与したため、時間割や宿題を端末で見る等の活用が各学校において進んでいる。

(4) FAX 及び押印の廃止

FAX については、市教育委員会とのやりとりは、校務支援システム「C4th」を活用しているが、その他外部とは、依然として FAX でのやりとりが多く残っている。

押印については、法令・規則により押印が必須となっていない資料や書類等については、既に押印の廃止を行っている。しかし、会計年度任用職員の雇用に関することや、物品購入の契約等、学校内で書類が完結しないについてものについては確認のための押印が必要なものが多いため、教育委員会内で議論を継続する。

(5) セキュリティについて

令和6年度以前は、市の情報セキュリティポリシーを準用していたが、令和7年3月に文部科学省が「教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」を改定したことに伴い、本市においても令和7年度に教育現場に特化した教育情報セキュリティポリシーを策定した。校務 DX を進めていくうえで、児童生徒及び教職員が安心して利用できるよう、運用やルールを改めて徹底し、周知した。

(6) 生成 AI の利用について

昨今、生成 AI の需要が高まり、校務においても生成 AI を用いることで効率化できる事務等が増えてきていることから、教職員が安心して生成 AI を活用していくことが出来るよう「生成 AI の利用ガイドライン(教職員分)」を令和7年度に策定した。個人情報の取り扱いや生成 AI を利用する際の注意事項等を明確にし、ルールを徹底した。

2. 今後について

(1) クラウドサービスの校務利用促進

令和7年度に Microsoft アカウントを教職員に対して配付した。ドライブ機能を活用し、端末を用いたペーパーレスでの職員会議の実施や、チャット機能を活用し、教職員同士の連携を迅速にできるよう、クラウドサービスの活用に努める。

(2) FAX利用の原則廃止

業務で使用している送付先及び受信先の把握を行った後、メールやフォームでの代替の可否の見直しを行い、原則廃止に向けて取り組みを推進する。

【愛知県長久手市】 1人1台端末の利活用に係る計画

1. 1人1台端末を始めとするICT環境によって実現を目指す学びの姿

令和3年1月に中央教育審議会から出された『令和の日本型教育』の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～(答申)』では、これからの「個別最適な学び」「協働的な学び」の実現のために、ICTの活用は必要不可欠であると述べられており、各小中学校に整備したICT環境をどのように活用していくかが重要となっている。

本市では、平成31年3月に策定した長久手市教育振興基本計画において、将来のグローバル化や情報化社会を生きていく児童生徒が必要な「情報活用能力」の育成を図るために、ICT教育の推進を掲げている。

1人1台端末をはじめとするICT環境を積極的に活用し、児童生徒が自ら課題を発見し、課題解決に向け主体的・協働的に探究し、学びを深めていく教育の充実を目指している。

2. GIGA第1期の総括

本市はこれまで、令和2年度中に児童生徒への1人1台タブレット端末の配置及び校内LAN環境等を整備した。併せて全小中学校の普通教室に大型提示装置を含めた周辺機器等を配備するとともに、ICT支援員を月2回程度配置するなど、ICT環境の整備の充実を進めてきたところである。

また、令和2年度から学校代表を委員とするGIGAスクール構想検討部会を設置し、GIGAスクール構想の実現に向けた更なる整備と活用の検討を図り、検討結果に基づいた取組を実施している。その結果、ICT機器の有効な活用方法や学習場面での効果的な利用方法の促進が図られている。

授業では、児童生徒が自ら調べる場面や自らの考えを共有する場面で学習支援ツール「ミライシード」の活用が進み、個別最適な学びと協働的な学びに繋がっている。さらに、希望する不登校児童生徒に対して、オンライン授業を行い、1人1台端末を活用した学びの保障についても取組が進んでいる。

しかし一方で、1人1台端末を活用した学びの実践では、学校間や教員間で差が生じている。GIGA第2期では、児童生徒の学びの場面に応じた教員向けの研修を更に充実させるとともに、市内で優良事例を周知し、教員の意識と技能の向上を図ることとする。また、端末が故障した際に、修理まで長い時間がかかり、学びを止めることがあった。GIGA第2期では、十分な予備機を整備し、この課題を解決していくこととする。

3. 1人1台端末の利活用方策

十分な予備機を含め、端末を適切に更新し、1人1台端末環境を引き続き維持すること、より効果的な運用を図り、児童生徒の学びを深めていくことを目指し、以下のように利活用していく。

(1) 「1人1台端末の積極的な活用」

授業や家庭学習、学校・家庭間の連絡等、様々な場面で更なる1人1台端末の活用を進める。さらに、教育委員会指導主事が各学校の個別の課題に応じた研修を実施するとともに、端末の積極的な活用に関する指導助言を行う。また、児童生徒の学びの場面に応じた教員向けの研修を更に充実させるとともに、市内で優良事例を周知し、教員の意識と技能の向上を図る。

令和7年度に、Google アカウントを児童生徒及び教員に1人1つつ付与が完了し、クラウド活用のための基盤を整えることが出来た。将来的にはクラウド活用による授業で、児童・生徒どうしの意見を集約・集計・可視化できるようになり、議論がより活発化することが期待される。

(2) 「個別最適・協働的な学びの充実」

児童生徒が1人1台端末を活用し、理解度や学習進度に合わせた個別最適な学びと「自分で調べ、自分の考えをまとめ、発表・表現する」「お互いに学び合う」協働的な学びが展開できるよう具体的な活用事例など、積極的な情報提供を行う。

(3) 「学びの保障」

不登校の児童生徒、障がいのある児童生徒等、特別な支援を要する児童生徒に対して、学習支援ツール等のICTを活用することで学びの場を提供し、学習機会の確保を図る。

資料 6

長久手市社会教育委員 名簿

R8.2.20時点

委員:10人

任期:令和8年4月1日～令和10年3月31日

	氏名	区分	性別	年齢	在職年数	兼務数	備考
1	異動発表後	長久手市立小中学校校長会推薦 (長久手西小学校長)			0年		R6～7 長小学校長
2	あさい きたし 浅井 智志	社会教育の関係者 (長久手市文化協会推薦)	男	54	0年	2	新任
3	いまい しみき 今井 美紀	社会教育の関係者 (長久手市スポーツ協会推薦)	女	61	2年	1	再任
4	まるやま ともし 丸山 倫子	社会教育の関係者 (長久手市レクリエーション協会推薦)	女	66	1年	1	再任
5	ひろなか しょうこ 広中 省子	家庭教育の向上に資する活動を行うもの (長久手おやこ劇場)	女	69	0	2	新任
6	たばた かよこ 田端 香代子	家庭教育の向上に資する活動を行うもの (子育て支援ネットながくて代表)	女	56	8年	3	再任
7	いとう おさみ 伊東 修実	学識経験者 (元小学校教頭)	男	68	4年	1	再任
8	うえはら なおと 上原 直人	学識経験者 (名古屋工業大学 教授)	男	50	2年	1	再任
9	のぐち ももこ 野口 桃江	公募	女	41	2年	1	再任
10	ひえだ ひろこ 穉田 ひろ子	公募	女	70	0年	1	新任

(案)

長久手市文化財保護審議会委員名簿

任期: 令和8年4月1日～令和10年3月31日

No.	氏名	職名等	分野	性別	R8.3.31までの 通算在職年数	備考
1	浅井 智志	長久手市棒の手保存会 会長	棒の手の伝承者	男	4年	再任
2	小野 佳代	東海学園大学 人文学部人文学科 教授	美術工芸(仏像・仏画)	女	2年	再任
3	加藤 正樹	長久手市郷土史研究会 会員	郷土史研究	男	0年	新任
4	杉野 丞	愛知工業大学 名誉教授	日本建築史・中国建築史	男	8年	再任
5	服部 亜由未	愛知県立大学日本文化学部 歴史文化学科准教授	歴史地理学 人文地理学	女	8年	再任
6	服部 誠	日本民俗学会 会員	民俗学	男	2年	再任
7	水野 智之	中部大学人文学部 歴史地理学科教授	日本中世史	男	8年	再任
8	與語 雅臣	前熊の山車保存会 事務局長	前熊の山車の継承者	男	2年	再任

(敬称略・五十音順)